第六号書式

第六号書式

国庫金振込訂正済通知書

年　月　日

下記のとおり訂正しましたので、通知します。

振込	番号	元	訂正
	年月日		
	受取人氏名　又は　名称		
	振込先金融機関店舗名		
	預金種別及び口座番号		
	金額	円	

何庁
特別調達資金会計官、分任特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏
あて

日本銀行（何店　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第七条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第六十三条 ①・②　［略］ ③　日本銀行は、第一項第七号から第十七号までに規定する帳簿を、電磁的記録をもつて作成することができる。	**第六十三条** ①・②　［同上］ ③　日本銀行は、第一項第九号の二から第十七号までに規定する帳簿を、電磁的記録をもつて作成することができる。
第六十四条　国庫金総括帳には、財務大臣の定める計算科目毎に口座を設け、国庫金の受払額を記入しなければならない。	**第六十四条**　国庫金総括帳には、財務大臣の定める計算科目毎に口座を設け、各統轄店からの毎日の報告額（ただし、当座預金、別口預金及び指定預金については本店における受払額）により、国庫金の受払額を記入しなければならない。
第六十五条　別口預金内訳帳及び指定預金内訳帳には、財務大臣の定める口座を設け、各預金の受払額を記入しなければならない。	**第六十五条**　別口預金内訳帳及び指定預金内訳帳には、財務大臣の定める口座を設け、本店における毎日の受払額により、各預金の受払額を記入しなければならない。

第六号書式

第六号書式

国庫金振込訂正済通知書

年　月　日

下記のとおり訂正しましたので、通知します。

振込	番号	元	訂正
	年月日		
	受取人氏名　又は　名称		
	振込先金融機関店舗名		
	預金種別及び口座番号		
	金額	円	

何庁
特別調達資金会計官、分任特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏
あて

日本銀行（何店　印）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。